

# 軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

この制度は、2019年10月に消費税率10%へ引き上げに合わせて実施される  
消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる**中小企業・小規模事業者等の方々への補助金制度**です。

A型

## 複数税率対応レジの導入等支援

現在、レジを使用して日頃から食べ物や飲み物※(軽減税率対象商品)を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジを導入又は現在使用しているレジを改修する事業者が対象です。

B型

## 受発注システムの改修等支援

電子的受発注システムを使用して日頃から食べ物や飲み物※(軽減税率対象商品)を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する事業者が対象です。

※酒類、外食を除く(外食におけるテイクアウト、宅配等は軽減税率の対象)

### 重要なお知らせ

消費税の軽減税率制度は、2019年10月1日から実施されます。

これに伴い**軽減税率対策補助金の補助事業の完了期限は2019年9月30日まで延長されました。**

また、**補助金の申請受付期限は2019年12月16日まで延長されています。**

※ただしB-1型については、上記の完了期限(2019年9月30日)までに事業を完了することを前提に、  
2019年6月28日までに交付申請を行ってください。完了報告書は2019年12月16日までに提出してください。

(中小企業庁ホームページ: <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/180109zeiritu.htm>)

詳細は下記URLをご覧ください。



<http://kzt-hojo.jp/>

軽減税率対策補助金事務局 申請窓口

お問い合わせ

**0570-081-222** [通話料がかかります]

IP電話等からの問い合わせ先

**03-6627-1317** [通話料がかかります]

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝除く) ※電話番号はお間違いのないようお願いいたします。

申請書類  
送付先

〒115-8691 赤羽郵便局私書箱4号  
軽減税率対策補助金事務局 申請係